

新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準 概要

策定の背景

《区の姿勢》

- ◆人権は誰もが尊重されるべきで、ヘイトスピーチを含めた人権侵害は決して許されないことを表明。
- ◆新宿に暮らす方や訪れる方が、国籍や文化の違いを理解し合い、お互いを思いやれるようなまちづくりを推進。

《区を取り巻く状況》

- ◆[国]本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(H28.6施行)
- ◆[都]東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(H30.10施行)
- ◆[都]東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第11条に規定する公の施設の利用制限に関する基準(H31.4施行)

《区の課題》

- ◆区として施設管理権を適切に行使し、公の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止することが求められる。
- ◆近接する都の施設と区の施設において利用制限に関する取扱いが異なり、利用者に無用の混乱や支障が生じることが懸念される。

基準策定の目的

区で設置した「公の施設」について、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）第2条で規定する、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設管理者が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準として「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定する。

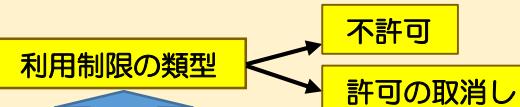
施行日

令和元年10月1日

対象施設

地方自治法第244条第1項の規定による区で設置した「公の施設」であって、区の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設

利用制限の要件



以下2つの要件をいずれも満たした場合に、**利用制限**を行うことができるものとする

- (1) ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと（=言動要件）
- (2) ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること（=迷惑要件）

※ 許可する場合であっても条件を付せる

※ 利用申請行為を伴わない場合でも管理条例等の規定により制限することはできる

利用制限の適用判断に当たっての留意事項

◆利用制限の適用における公平性・中立性の確保

→施設管理者が利用制限要件への該当性及び不許可・許可取消しの妥当性を判断する際

- ・施設利用の態様等（事前に判明しているテーマ・具体的な内容、開催・実施の方法等）を踏まえる
- ・原則として学識経験者意見聴取会の意見を聞く

◆事案ごとに諸事情を総合的に勘案し、関連規定等に当てはめて適切に判断

→憲法上保障された表現の自由、集会の自由に十分留意

→恣意的運用や正当な表現活動を萎縮させることがないよう留意

→地方自治法や施設使用許可等の関係条例の規定等に基づき、個別事案ごとに集会等に関する諸事情を総合的に勘案し、各規定に当てはめて適切に判断

■ 基準の対象となるヘイトスピーチの定義 ■

- ヘイトスピーチ解消法第2条における規定を準用
- 法務省から地方公共団体に示された例示を参考に総合的に判断
 - ・本邦外出身者に対し、生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加える旨を告知
 - ・著しく侮蔑
 - ・地域社会から排除することを煽動する言動